

## 北朝鮮の弾道ミサイル発射及び核実験に対する意見書（案）

### 【要旨】

一、北朝鮮は、国際社会の強い警告にもかかわらず、弾道ミサイルの発射を、断続的に強行してきた。この間、北朝鮮が発射した弾道ミサイルは、日本海上の排他的経済水域内にも落下している。北朝鮮の行動は、世界の平和と安定にとっての重大な脅威であり、累次の国連安保理決議、6カ国協議の共同声明、日朝平壤宣言に違反し、この地域を航行する船舶、航空機の安全にとっても重大である。度重なる暴挙に厳しく抗議する。また、これに続く一連の核兵器開発を含め、あらゆる軍事的な挑発行為を完全に放棄することを強く求めるものである。

一、この問題の解決のためには、国連安保理の声明（5月22日）が表明しているように、大惨事をもたらす軍事力行使ではなく、外交的解決を求めることが重要である。今後、政府においては、核実験や弾道ミサイル発射に対し、国民の安心・安全な生活と我が国を取り巻く安全保障環境を脅かす不測の事態への対処に引き続き万全を期すと同時に、北朝鮮の軍事的暴挙に対し、国際社会と結束して、国連安保理での取り組みや我が国独自の輸出入禁止措置の強化を実行するなど、北朝鮮を対話のテーブルにつかせ、問題の平和的・外交的解決を図るための外交努力を重ねていただくよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年 6月 日

大分市議会

（提出先） 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣